

加齢対応構造等のチェックリスト

【国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第10条第1号から5号に規定する基準】

1. 新築又は改修の別

<input type="checkbox"/> 新築	<input checked="" type="checkbox"/> 改修
-----------------------------	--

※既存の建物の改良(用途の変更を伴うものを含む。)により整備されるサービス付き高齢者向け住宅に係る法第5条第1項の登録が行われる場合において、建築材料又は構造方法により、別紙2(1)に掲げる基準をそのまま適用することが適当ないと登録主体が認める場合に限り適用されます。

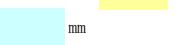
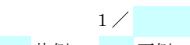
2. バリアフリー基準への対応状況

□のある欄は、該当するものを
■に置き換えてください

□を■に置き換えてください
自由欄はなるべく具体的に記述してください

添付資料の
対応箇所等

住宅の規模、構造及び設備に関する基準	対応の状況		計画数値・対処の状況補足説明等	資料番号・該当ページ
A 【国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第10条第1号から4号に規定する基準】				
一 床は、原則として段差のない構造のことである。	<input type="checkbox"/> 適合	<input type="checkbox"/> 非適合	B(国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第10条第5号に規定する基準)の1(1)、2(1)記載参照	
二 居住部分内の階段の各部の寸法は、次の各式に適合することである。			Bの1(2)記載参照	
T≥19.5(T:踏面の寸法)	<input type="checkbox"/> 適合	<input type="checkbox"/> 非適合		
R÷T≤22÷21(R:けあげの寸法)	<input type="checkbox"/> 適合	<input type="checkbox"/> 非適合		
55≤T+2R≤65	<input type="checkbox"/> 適合	<input type="checkbox"/> 非適合		
三 主たる共用の階段の各部の寸法は、次の各式に適合することである。			Bの2(2)記載参照	
T≥24(T:踏面の寸法)	<input type="checkbox"/> 適合	<input type="checkbox"/> 非適合		
55≤T+2R≤65 (R:けあげの寸法)	<input type="checkbox"/> 適合	<input type="checkbox"/> 非適合		
四 便所、浴室及び居住部分内の階段には、手すりを設けること。			Bの1(3)記載参照	
便所	<input type="checkbox"/> 適合	<input type="checkbox"/> 非適合		
浴室	<input type="checkbox"/> 適合	<input type="checkbox"/> 非適合		
居住部分内の階段	<input type="checkbox"/> 適合	<input type="checkbox"/> 非適合		

住宅の規模、構造及び設備に関する基準		対応の状況	計画数値・対処の状況補足説明等	資料番号・該当ページ												
B【国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第10条第5号に規定する基準】																
1 住宅の専用部分に係る基準																
(1) 段差 ※専用住戸 内部	イ 日常生活空間(高齢者の利用を想定する一の主たる便所、浴室、玄関、脱衣室、洗面所、寝室(以下「特定寝室」という。)、食事室、特定寝室の存する階(接地階(地上階のうち最も低い位置に存する階をいう。)を除く。)にあるバルコニー又は特定寝室の存する階にある全ての居室及びこれらを結ぶ一の主たる経路をいう。以下同じ。)内の床が、段差のない構造(5mm以下の段差が生じるもの)を含む。以下同じ。)であること。 ただし、次に掲げるものにあっては、この限りでない。	<input type="checkbox"/> 全ての床に5mm超の段差なく適合 <input type="checkbox"/> ①～⑥以外に5mm超の段差なく適合 <input type="checkbox"/> ①～⑥以外にも5mm超の段差あり非適合	<input type="checkbox"/> ①～⑥を除く日常生活空間の床に、5mm高を超える段差が生じない <input type="checkbox"/> ①～⑥該当なし <input type="checkbox"/> ①～⑥の該当部あり <input type="checkbox"/> 該当部なし <input type="checkbox"/> 該当部あり <input type="checkbox"/> 該当部なし <input type="checkbox"/> 該当部あり													
(2) 階段 ※専用住戸 内部	<p>住戸内の階段の各部の寸法が、次に掲げる基準に適合していること。ただし、ホームエレベーターが設けられている場合にあっては、この限りでない。</p> <p>イ 勾配が22/21以下であり、けあげの寸法の2倍と踏面の寸法の和が550mm以上650mm以下であり、かつ、踏面の寸法が195mm以上であること。</p> <p>ロ 跳込みが30mm以下であること。</p> <p>ハ イに掲げる各部の寸法は、回り階段の部分においては、踏面の狭い方の端から300mmの位置における寸法とすること。ただし、次のいずれかに該当する部分にあっては、イの規定のうち各部の寸法に関するものは適用しないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 90度屈曲部分が下階の床から上3段以内で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状がすべて30度以上となる回り階段の部分 ② 90度屈曲部分が踊場から上3段以内で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状がすべて30度以上となる回り階段の部分 ③ 180度屈曲部分が4段で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状が下から60度、30度、30度及び60度の順となる回り階段の部分 	<input type="checkbox"/> 住戸内に階段はなく該当しない <input type="checkbox"/> 階段あるがホームエレベーターも設置 <input type="checkbox"/> 階段があり左欄をみたして適合 → <input type="checkbox"/> 階段あるが左欄をみたさず非適合 →	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 勾配  けあげの寸法  mm 踏面の寸法  mm ※(けあげ)x2+(踏面)=  mm 跳込みの寸法  mm <input type="checkbox"/> 回り階段ではない <input type="checkbox"/> 以下に該当しない回り階段 <input type="checkbox"/> 屈曲部が左欄①に該当する回り階段 <input type="checkbox"/> 屈曲部が左欄②に該当する回り階段 <input type="checkbox"/> 屈曲部が左欄③に該当する回り階段													
(3) 手すり ※専用住戸 内部	<p>イ 手すりが、次の表の空間の項に掲げる場所ごとに、それぞれ手すりの設置の基準の項に掲げる基準に適合していること。ただし、便所、浴室、玄関及び脱衣室にあっては、日常生活空間内に存するものに限る。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>空間</th> <th>手すりの設置の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>階段</td> <td>少なくとも片側(勾配が45度を超える場合にあっては両側)に設けられていること。ただし、ホームエレベーターが設けられている場合にあっては、この限りでない。</td> </tr> <tr> <td>便所</td> <td>立ち座りのためのものが設けられていること。</td> </tr> <tr> <td>浴室</td> <td>浴槽出入りのためのもの又は浴室での姿勢保持のためのものが設けられていること。</td> </tr> <tr> <td>玄関</td> <td>上がりかまち部の昇降や靴の着脱のためのものが設置できるようになっていること。</td> </tr> <tr> <td>脱衣所</td> <td>衣服の着脱のためのものが設置できるようになっていること。</td> </tr> </tbody> </table>	空間	手すりの設置の基準	階段	少なくとも片側(勾配が45度を超える場合にあっては両側)に設けられていること。ただし、ホームエレベーターが設けられている場合にあっては、この限りでない。	便所	立ち座りのためのものが設けられていること。	浴室	浴槽出入りのためのもの又は浴室での姿勢保持のためのものが設けられていること。	玄関	上がりかまち部の昇降や靴の着脱のためのものが設置できるようになっていること。	脱衣所	衣服の着脱のためのものが設置できるようになっていること。	<input type="checkbox"/> 全空間で適合または該当しない <input type="checkbox"/> 部分的に非適合あり <input type="checkbox"/> 適合がない		
空間	手すりの設置の基準															
階段	少なくとも片側(勾配が45度を超える場合にあっては両側)に設けられていること。ただし、ホームエレベーターが設けられている場合にあっては、この限りでない。															
便所	立ち座りのためのものが設けられていること。															
浴室	浴槽出入りのためのもの又は浴室での姿勢保持のためのものが設けられていること。															
玄関	上がりかまち部の昇降や靴の着脱のためのものが設置できるようになっていること。															
脱衣所	衣服の着脱のためのものが設置できるようになっていること。															
		<input type="checkbox"/> 住戸内に階段はなく該当しない <input type="checkbox"/> 階段あるがホームエレベーターも設置 <input type="checkbox"/> 階段があり左欄をみたして適合 → <input type="checkbox"/> 階段あるが左欄をみたさず非適合 →	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 勾配  1/ 手すりの設置 <input type="checkbox"/> 片側 <input type="checkbox"/> 両側 手すりの踏面からの高さ  mm													

住宅の規模、構造及び設備に関する基準		対応の状況	計画数値・対処の状況補足説明等	資料番号・該当ページ				
(3) 手すり ※専用住戸 内部	<p>□ 転落防止のための手すりが、次の表の空間の項に掲げる場所ごとに、それぞれ手すりの設置の基準の項に掲げる基準に適合していること。ただし、外部の地面、床等からの高さが1m以下の範囲にあるものその他転落のおそれのないものに設置されている手すりについては、この限りでない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>空間</th> <th>手すりの設置の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バルコニー</td> <td> ①腰壁その他足がかりとなるおそれのある部分(以下「腰壁等」という。)の高さが650mm以上1,100mm未満の場合にあっては、床面から1,100mm以上の高さに達するように設けられていること。 ②腰壁の高さが300mm以上650mm未満の場合にあっては、腰壁等から800mm以上の高さに達するように設けられていること。 ③腰壁等の高さが300mm未満の場合にあっては、床面から1,100mm以上の高さに達するように設けられていること。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>ハ転落防止のための手すり子であって、床面、腰壁等又は窓台その他足がかりとなるおそれのある部分(以下「窓台等」という。)(腰壁等又は窓台等にあっては、その高さが650mm未満のものに限る。)からの高さが800mm以内の部分に存するものの相互の間隔が、内法寸法で110mm以下であること。</p>	空間	手すりの設置の基準	バルコニー	①腰壁その他足がかりとなるおそれのある部分(以下「腰壁等」という。)の高さが650mm以上1,100mm未満の場合にあっては、床面から1,100mm以上の高さに達するように設けられていること。 ②腰壁の高さが300mm以上650mm未満の場合にあっては、腰壁等から800mm以上の高さに達するように設けられていること。 ③腰壁等の高さが300mm未満の場合にあっては、床面から1,100mm以上の高さに達するように設けられていること。	<input type="checkbox"/> 該当部位なし <input type="checkbox"/> 該当部位あり 左欄許容範囲内 → <input type="checkbox"/> 該当部位あり 左欄をみたしない →	<p>□ 住戸内に開放された廊下・階段なし □ 存在するが外部からの高さ 1 m 以下</p> <p>※複数ある場合は最も厳しい状況を記入</p> <p>腰壁等の高さ mm 手すりの腰壁等からの高さ mm 手すりの床面からの高さ mm</p>	
空間	手すりの設置の基準							
バルコニー	①腰壁その他足がかりとなるおそれのある部分(以下「腰壁等」という。)の高さが650mm以上1,100mm未満の場合にあっては、床面から1,100mm以上の高さに達するように設けられていること。 ②腰壁の高さが300mm以上650mm未満の場合にあっては、腰壁等から800mm以上の高さに達するように設けられていること。 ③腰壁等の高さが300mm未満の場合にあっては、床面から1,100mm以上の高さに達するように設けられていること。							
(4) 部屋の配置	日常生活空間のうち、便所及び特定寝室が同一階に配置されていること。 ※専用住戸内部	<input type="checkbox"/> 該当部位なし <input type="checkbox"/> 該当部位あり 左欄許容範囲内 → <input type="checkbox"/> 該当部位あり 左欄をみたしない →	該当する手すり子の間隔 mm					
2 住宅の共用部分に係る基準								
(1) 共用廊下	住戸から建物出入口、共用施設、他住戸その他の日常的に利用する空間に至る少なくとも一の経路上に存する共用廊下が、次に掲げる基準に適合していること。	<input type="checkbox"/> 該当する共用廊下なし(長屋形式等) <input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 非適合						
イ ① 次のいずれかに該当すること。 a 共用廊下の床が、段差のない構造であること。 b 共用廊下の床に高低差が生じる場合にあっては、次に掲げる基準に適合していること。 i 勾配が1/12以下(高低差が80mm以下の場合にあっては、1/8以下)の傾斜路が設けられている又は、当該傾斜路及び段が併設されていること。 ii 段が設けられている場合にあっては、当該段が(2)イに掲げる基準※に適合していること。 ※(2)イ ①から④ ③最上段の通路等への食い込み部分及び最下段の通路等への突出部分が設けられていないこと。 ④手すりが、少なくとも片側に設けられていること。 ②手すりが共用廊下(次のa及びbに掲げる部分を除く。)の少なくとも片側に設けられていること。 a 住戸その他の室の出入口、交差する動線がある部分その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分 b エントランスホールその他手すりに沿って通行することが動線を著しく延長させる部分	<input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 5mmを超える段差なく適合 <input type="checkbox"/> 5mmを超える段差があり非適合							
	i 勾配が1/12以下(高低差が80mm以下の場合にあっては、1/8以下)の傾斜路が設けられている又は、当該傾斜路及び段が併設されていること。	<input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 左欄をみたして適合 → <input type="checkbox"/> 左欄をみたさず非適合 →	<p>□ 共用廊下がない □ 共用廊下に高低差がない</p> <p>※複数ある場合は最も厳しい状況を記入</p> <p>生じた高低差 mm □ 傾斜路のみで対応 □ 傾斜路と段の併設で対応 (iiに記述) 設けた傾斜路勾配 1 /</p>					
	ii 段が設けられている場合にあっては、当該段が(2)イに掲げる基準※に適合していること。	<input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 非適合		※複数ある場合は最も厳しい状況を記入				
	①踏面が240mm以上であり、かつ、けあげの寸法の2倍と踏面の寸法の和が550mm以上650mm以下であること。	<input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 左欄をみたして①②適合 → <input type="checkbox"/> 左欄をみたさず①②非適合 →	<p>けあげの寸法 mm 踏面の寸法 mm ※(けあげ)x2+(踏面)=</p>					
	②蹴込みが30mm以下であること。		蹴込みの寸法 mm					
	③最上段の通路等への食い込み部分及び最下段の通路等への突出部分が設けられていないこと。	<input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 左欄をみたして③④適合 → <input type="checkbox"/> 左欄をみたさず③④非適合 →	<p>最上段食い込み □ なし <input type="checkbox"/>あり 最下段突出部分 □ なし <input type="checkbox"/>あり 手すりの設置 □ 片側 <input type="checkbox"/>両側</p>					
	④手すりが、少なくとも片側に設けられていること。							
	②手すりが共用廊下(次のa及びbに掲げる部分を除く。)の少なくとも片側に設けられていること。	<input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 手すりを設置して適合 → <input type="checkbox"/> 手すりの設置がなく非適合	<p>手すりの設置 □ 片側 <input type="checkbox"/>両側</p> <p>※複数ある場合は最も厳しい状況を記入</p>					
	a 住戸その他の室の出入口、交差する動線がある部分その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分	<input type="checkbox"/> 該当部位で手すり設置を回避した → <input type="checkbox"/> 該当部位はなく適用していない	手すり設置を回避した具体的箇所 :					
	b エントランスホールその他手すりに沿って通行することが動線を著しく延長させる部分	<input type="checkbox"/> 該当部位で手すり設置を回避した → <input type="checkbox"/> 該当部位はなく適用していない	手すり設置を回避した具体的箇所 :					

住宅の規模、構造及び設備に関する基準		対応の状況	計画数値・対処の状況補足説明等	資料番号・該当ページ
(1) 共用廊下	<p><input type="checkbox"/> 直接外部に開放されている共用廊下(1階に存するものを除く。)にあっては、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>① 転落防止のための手すりが、腰壁等の高さが650mm以上1,100mm未満の場合にあっては床面から1,100mm以上の高さに、腰壁等の高さが650mm未満の場合にあっては腰壁等から1,100mm以上の高さに設けられていること。</p> <p>② 転落防止のための手すりの手すり子であって、床面又は腰壁等(その高さが650mm未満のものに限る。)からの高さが800mm以内の部分に存するものの相互の間隔が、内法寸法で110mm以下であること。</p>	<p><input type="checkbox"/> 該当部位なし →</p> <p><input type="checkbox"/> 該当部位あり 左欄許容範囲内 →</p> <p><input type="checkbox"/> 該当部位あり 左欄をみたさない →</p>	<p>※複数ある場合は最も厳しい状況を記入</p> <p><input type="checkbox"/> 開放された共用廊下なし</p> <p><input type="checkbox"/> 存在するが1階のため適用外</p> <p>腰壁等の高さ mm</p> <p>手すりの腰壁等からの高さ mm</p> <p>手すりの床面からの高さ mm</p> <p>該当する手すり子の間隔 mm</p>	
(2) 主たる共用の階段	<p>次に掲げる基準に適合していること。</p> <p>イ 次の①から④まで(住戸のある階においてエレベーターを利用できる場合にあっては、③及び④)に掲げる基準に適合していること。</p> <p>① 踏面が240mm以上であり、かつ、けあげの寸法の2倍と踏面の寸法の和が550mm以上650mm以下であること。</p> <p>② 踏込みが30mm以下であること。</p> <p>③ 最上段の通路等への食い込み部分及び最下段の通路等への突出部分が設けられていないこと。</p> <p>④ 手すりが、少なくとも片側に設けられていること。</p> <p><input type="checkbox"/> 直接外部に開放されている主たる共用の階段にあっては、次に掲げる基準に適合していること。ただし、その高さが1m以下の階段の部分については、この限りでない。</p> <p>① 転落防止のための手すりが、腰壁等の高さが650mm以上1,100mm未満の場合にあっては踏面の先端から1,100mm以上の高さに、腰壁等の高さが650mm未満の場合にあっては腰壁等から1,100mm以上の高さに設けられていること。</p> <p>② 転落防止のための手すりの手すり子であって、踏面の先端又は腰壁等(その高さが650mm未満のものに限る。)からの高さが800mm以内の部分に存するものの相互の間隔が、内法寸法で110mm以下であること。</p>	<p><input type="checkbox"/> 該当する共用階段なし(平屋建て等)</p> <p><input type="checkbox"/> 全適合 <input type="checkbox"/> 部分適合 <input type="checkbox"/> 非適合</p> <p><input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 非適合</p> <p><input type="checkbox"/> 該当しない</p> <p><input type="checkbox"/> 左欄をみたして①②適合 →</p> <p><input type="checkbox"/> 左欄をみたさず①②非適合 →</p> <p><input type="checkbox"/> 該当しない</p> <p><input type="checkbox"/> 左欄をみたして③④適合 →</p> <p><input type="checkbox"/> 左欄をみたさず③④非適合 →</p> <p><input type="checkbox"/> 該当部位なし</p> <p><input type="checkbox"/> 該当部位あり 左欄許容範囲内 →</p> <p><input type="checkbox"/> 該当部位あり 左欄をみたさない →</p>	<p>□ ①～④に適合</p> <p>□ 住戸階はエレベータ利用あり③及び④に適合</p> <p>けあげの寸法 mm</p> <p>踏面の寸法 mm</p> <p>※(けあげ)x2+(踏面)= mm</p> <p>蹴込みの寸法 mm</p> <p>最上段食い込み □ なし □ あり</p> <p>最下段突出部分 □ なし □ あり</p> <p>手すりの設置 □ 片側 □ 両側</p> <p>□ 開放された廊下・階段なし</p> <p>□ 存在するが外部からの高さ1m以下</p> <p>腰壁等の高さ mm</p> <p>手すりの腰壁等からの高さ mm</p> <p>手すりの踏面先端からの高さ mm</p> <p>該当する手すり子の間隔 mm</p>	

本書類の作成者	氏名		
	資格	建築士免許の種類	登録番号
		建築士事務所の名称	登録番号
	建築士事務所の名称と所在地、電話番号等を明記してください		
	住所		
	電話		

以下の欄は、既に登録を受けている建物について、登録の更新の申請に際し、登録申請時から変更がない場合に限り使用してください。
 登録の更新を受けようとする建物の状況は、 年 月 日時点で、上記のとおりであることを誓約します。